

入 札 説 明 書

案件名 令和8年度LPガス(旧徳島県立海部病院)

- I 入札説明書
- II 提出書類一覧表
- III 一般競争入札(条件付)参加申出書
- IV 仕様書に関する質問書
- V 入札書・委任状
- VI 契約書(案)
- VII 仕様書

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 購入する物品
LPガス
- (2) 購入する物品の数量及び特質等
仕様書による。
- (3) 納入期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所
徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村75-1
旧徳島県立海部病院

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

- (1) 必要な資格
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者で営業品目「LPガス」に登録のある者
 - ③ ②の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者
 - ④ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
 - ⑤ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
 - ⑥ 入札説明書と同時に配布する一般競争入札(条件付)参加申出書を5の(2)に示す提出期限までに提出場所へ提出した者
- (2) 資格審査の申請の方法
2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書(様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。)に必要書類を添付して5(2)に示す提出期限までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。
(申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。)
資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所(持参のみ)

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話番号 088-621-2066

ファクシミリ番号 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

徳島県ホームページで交付する。
なお、仕様の変更があった場合、ホームページで通知する。

4 問い合わせ等について

- (1)この入札についての問い合わせ先
徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁7階
徳島県企画総務部地域連携課 地域創生担当
電話番号 088-621-2099
ファクシミリ番号 088-621-2830
電子メールアドレス chiikirenkeika@pref.tokushima.lg.jp
- (2)問い合わせについての受付期間
問い合わせについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。
なお、期間についてはおおむね 一般競争入札(条件付)参加申出書の提出期限の3日前までとする。
これ以降の問い合わせについては回答できない場合がある。

5 一般競争入札(条件付)参加申出書について

- (1)本件入札に参加しようとする者は、一般競争入札(条件付)参加申出書(以下「入札参加申出書」)を、
県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ提出しなければならない。
- (2)一般競争入札(条件付)参加申出書の提出期限、提出場所及び方法
 - ① 提出期限
令和8年3月18日(水曜日)午後5時00分
 - ② 提出場所
徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁7階
徳島県企画総務部地域連携課 地域創生担当
 - ③ 提出方法
持参
- (3)審査の結果「適合」となった場合、審査結果の通知は行わない。なお、県から提出された申請書等に
関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

- ① 日時
令和8年3月23日(月曜日)午後1時30分
- ② 場所
徳島市万代町1丁目1番地
徳島県庁 401会議室
- ③ 入札書の提出方法
持参

(2) 入札の方法等

- ① 入札の方法
入札は「LPガス1m³あたりの単価」で行う。
- ② 入札書の作成、提出等
入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。
ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。
イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。
ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。
「入札金額」は、「LPガス1m³」の単価を記載すること。
代金の見積りに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
エ 「入札物件」は、物件名及び数量を明確に記載すること。ただし特に指定した場合は数量の記載は要しない。
オ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。
この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。
カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。
(ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。
(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。
キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。
- ③ 再度入札
開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。
再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。
最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。
また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した委任状等証明書類の変更をしてはならない。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札
- ② 記名のない入札
- ③ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
 - ウ 「入札物件」で物件名及び数量(数量については、特に指定した場合を除く)の記載のないものまたは記載を誤ったもの。
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ④ 同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑤ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- ⑥ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- ⑦ 郵便によりした入札
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書(案)によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁7階
徳島県企画総務部地域連携課 地域創生担当

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めらるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できない。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

II 提出書類一覧表

1 入札参加申込時

(1)一般競争入札(条件付)参加申出書 1通

2 入札書提出時

(1)入札書 1通

入札書を封書に入れ「入札案件 令和8年度LPガス(旧徳島県立海部病院)」を記載すること。

(2)委任状(代理人が入札する場合) 1通

(3)身分証明書等(顔写真入り)

本人確認ができない場合は、入札に参加できません。

(4)辞退届 1通

一般競争入札(条件付)参加申出書を提出後入札を辞退する者にあつては理由の如何を問わず提出すること。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

3 再入札時

(1)入札書及び封書の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えてください。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

Ⅲ 一般競争入札(条件付) 参加申出書

一般競争入札（条件付）参加申出書

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

商 号

代表者役職・氏名

連絡先

担当者

電 話

ファクシミリ

電子メール

令和8年3月11日付けで公告のあった「令和8年度LPガス（旧徳島県立海部病院）」の一般競争入札(条件付)に参加したいので、申し出ます。

なお、入札参加資格の全てを満たしていること及び落札決定の際には仕様書どおり納品することを誓約します。

IV 仕様書に関する質問書

仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

案件名: 令和8年度LPガス(旧徳島県立海部病院)

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

電子メール

質問項目	
内容	

V 入札書・委任状

入 札 書

入札金額

拾	万	千	百	拾	円

入札物件

令和8年度LPガス（旧徳島県立海部病院）

入札保証金

免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和8年3月23日

住 所

氏 名

徳島県知事 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

¥マークを付すこと
(無い場合は無効)

入 札 書	
入札金額	¥ 3 4 5 2 0 0 0
入札物件	〇〇〇〇 一式
入札保証金	免除
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。	
令和〇年〇月〇日	
住所	徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁株式会社
氏名	役職名 徳島 太郎
徳島県知事 殿	

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

■ 代理人が入札するとき

¥マークを付すこと
(無い場合は無効)

入 札 書	
入札金額	¥ 3 4 5 2 0 0 0
入札物件	〇〇〇〇 一式
入札保証金	免除
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。	
令和〇年〇月〇日	
住所	徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁株式会社
氏名	役職名 徳島 太郎
代理人	住所 〇〇〇〇〇 氏名 阿波 次郎
徳島県知事 殿	

役職名の記載が無い場合
又は申請時の役職名と
異なる記載の場合は無効
(含個人事業者)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入

「代理人」と記入
(無い場合は無効)

代理人の住所、氏名は、
委任状と同じ内容を記載
すること。

令和8年3月23日

委 任 状

徳島県知事 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、
執行する「令和8年度LPガス（旧徳島県立海部病院）」の入札に関する一切の
権限を委任します。

を代理人とし、徳島県が令和8年3月23日に

委任状

所属長殿

委任者 住所 徳島県徳島市万代町1-1
徳島県庁株式会社
氏名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住所 ○○○○○○○○

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します。
- ・上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名(支社・支店名等)を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

氏名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎を代理人とし徳島県が令和 ○○年 ○○月 ○○日に執行する『○○○○○○○』の入札に関する一切の権限を委任します。

VI 契約書 (案)

契 約 書

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、乙がL Pガスを甲に供給し、甲が買い受けることについて、次のとおり契約を締結する。

（売買の目的及び目的となる物品等）

第1条 売買の目的、目的となる物品（以下「目的物品」という。）及び単価（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。

（1）売買の目的 旧徳島県立海部病院におけるガス設備の燃料に必要なL Pガスの購入

（2）目的物品及び単価

品 名	規格品質	単 位	単 価	備 考
L Pガス	プロパンガス	1 m ³	〇〇〇円	

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（納入場所）

第3条 乙は、目的物品を第1条の単価をもって、甲の指示する場所へ納入するものとする。

（納入）

第4条 乙は、目的物品を納入したときは、直ちに納品書をもってその旨を甲に通知しなければならない。

（検査及び引渡し）

第5条 甲は、前条の規定による納品書を受領したときは、速やかに、乙の係員の立会いの上、検査を行なければならない。

2 納入した物品は、前項の検査に合格したときをもって目的物品の引渡しを完了したものとし、所有権は、乙から甲に移るものとする。

3 検査の結果、不良品があるときは、乙は、当該不良品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。

（契約不適合責任）

第6条 甲において種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は速やかに乙に通知しなければならない。

2 前項の場合において、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、乙は通知を受領後、甲の指定する期日までに契約に適合する物品への取り替え、又は損害を賠償しなければならない。

(代金の支払)

第7条 乙は、検査に合格したものについては、月ごとに納入分を取りまとめ、支払請求書を甲に提出するものとする。

2 請求金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 甲は、適法な請求書を受領したときは、その翌月末日までに乙に代金を支払うものとする。

(単価の変更)

第8条 契約期間内において、著しい物価の変動その他の事由が生じたときは、甲乙協議の上、第1条に規定する単価を改定することができるものとする。

(契約解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生じることがあっても、甲は、その賠償の責任を負わないものとする。

(1) 乙がこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。

(2) 乙がこの契約に違反したとき。

(3) 正当な事由がなく甲の指示又は監督に乙が従わないとき。

(4) 乙から契約解除の申出があったとき。

(5) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、既納の目的物品があるときは、甲は、相当代価を乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第10条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、一括して委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(費用の負担)

第11条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

乙 徳島県〇〇市〇〇〇〇
〇〇〇〇
代表者 〇〇 〇〇

VII 仕様書

プロパンガス 単価契約仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、旧徳島県立海部病院におけるLPガスの単価契約に適用する。

2 購入物品名

LPガス

3 納入場所

旧徳島県立海部病院（徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村 75-1）

敷地内（別紙1「屋外配管図」参照）

4 納入方法

ガスボンベによる供給、ガス切れを起こさないよう随時ガスボンベの交換を行うこと。

（別紙2「ガス系統図」参照）

5 納入期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 年間予定数量

約1,000m³

ただし、当該数量はあくまでも予定数量であり、この量を保証するものではないため、最終的には増減する場合がある。

7 契約方法等

（1）1m³の単価契約とし、機器の保守点検を含んだ額とする。

（2）代金は、納入期間内の毎月終了後の確認数量に対する金額（1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする）を支払う。

（3）受託者は、安全にガスの供用が開始できるよう使用前に機密検査を行い、異常がある場合は、発注者に速やかに報告すること。

6 その他

（1）供給にあたっては「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」等関係法令を遵守すること。

（2）ガスメーター、調整器、プロパンガスボンベの設置及び撤去費用は見積額に含めること。

（3）今後、次年度以降におけるプロパンガスの供給業者（以下「供給業者」という。）が見積の結果、今回の受注業者から変更となったときは、新旧供給業者間で協議の上、継続的なガスの使用に支障が生じることがないように、遅滞なく供給設備体制を整備すること。

（4）故障、ガス漏れ等の緊急時には、即座に現場に出向き、緊急対応できる体制を確保すること。

（5）検針時には、納品書（検針票）を発行すること。

（6）ガスボンベの容量及び設置本数は、ガス供給に支障がない範囲で変更できること。

（7）予定数量については、予定数量に及ばないこともあり得ることを了承すること。

（8）本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議してこれを定める。

給排水衛生設備

液化石油ガス設備

海部病院 LPガス計算書

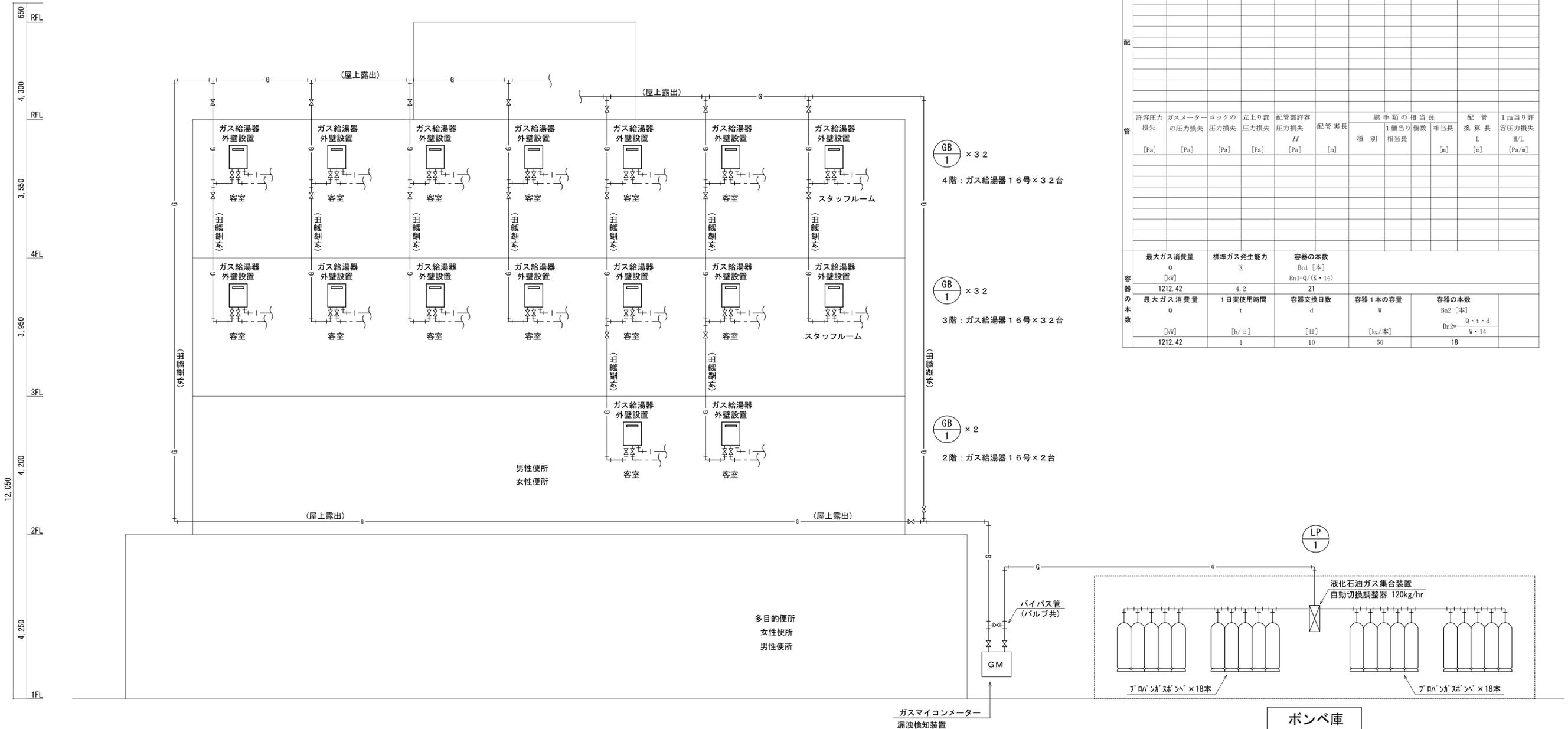
(様式 機-78)

ガス配管の算定

区間	機器種別	1台当たりのガス消費量 Q1、Q2、… [kW]	台数 N1、N2、… [台]	Q0 Q1・N1、 Q2・N2、… [kW]	同時使用率 η	最大ガス消費量 Q [kW] Q=Q0・η	1m当たり許容圧力損失 H/L [Pa/m]	ガスの比重 (空気=1) S	輸送可能流量 Q [kg/h]
4階～	給湯器 (計)	33.4	32	1068.8	0.55	587.84			
3階～	給湯器 (計)	33.4	32	1068.8	0.55	587.84			
2階～	給湯器 (計)	33.4	2	66.8	0.55	36.74			
合計						1212.42			

最大ガス消費量 Q [kW]	標準ガス発生能力 K	容器の本数 Bn1 [本] Bn1=Q/(K・14)
1212.42	4.2	21

最大ガス消費量 Q [kW]	1日実使用时间 t [h/日]	容器交換日数 d [日]	容器1本の容量 W [kg/本]	容器の本数 Bn2 [本] Bn2= Q・t・d W・14
1212.42	1	10	50	18



徳島県病院局経営改革課	株式会社 八千代組一級建築士事務所 1級建築士事務所 徳島県知事登録第01016号 徳島県阿南市富岡町内町211番地 電話 (0884) 22-0367	工事名称	旧徳島立海部病院改修整備事業		
	管理建築士 担当 1級223391号 小牧恵子	図名	給排水衛生設備 ガス系統図	年月	令和2年8月
		縮尺	A1=NON A3=50%縮小	図番	No P-06